異動届出書の書き方

特別徴収のしおり２～３ページも、あわせてご覧ください。異動届出書は、箕面市のホームページからもプリントアウトできます。

給与所得者の氏名を記入してください。ただし、給与所得者が結婚等により姓が変更になった場合は、旧姓を記入し、右の欄に新姓を記入してください。

「特別徴収税額の通知書」のうち異動があった給与所得者の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。なお、年度途中で税額変更のあった給与所得者については、「特別徴収税額の変更通知書」の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

異動があった給与所得者から既に徴収した月分と税額を記入してください。

(ア)の特別徴収税額（年税額）から(イ)の徴収済税額を差し引いた金額を記入してください。

特別徴収税額の通知書に記入されている宛名番号のことです。マイナンバーは記入しないでください。

令和４年(2022年)１月１日現在の住所を記入してください。

給与の支払を受けなくなった後の住所を記入してください。なお、上の住所欄と同じ場合は、同上と記入してください。

給与所得者が転勤・転職により、新勤務先で特別徴収の継続を希望される場合は、新勤務先の名称等必要事項を記入してください。
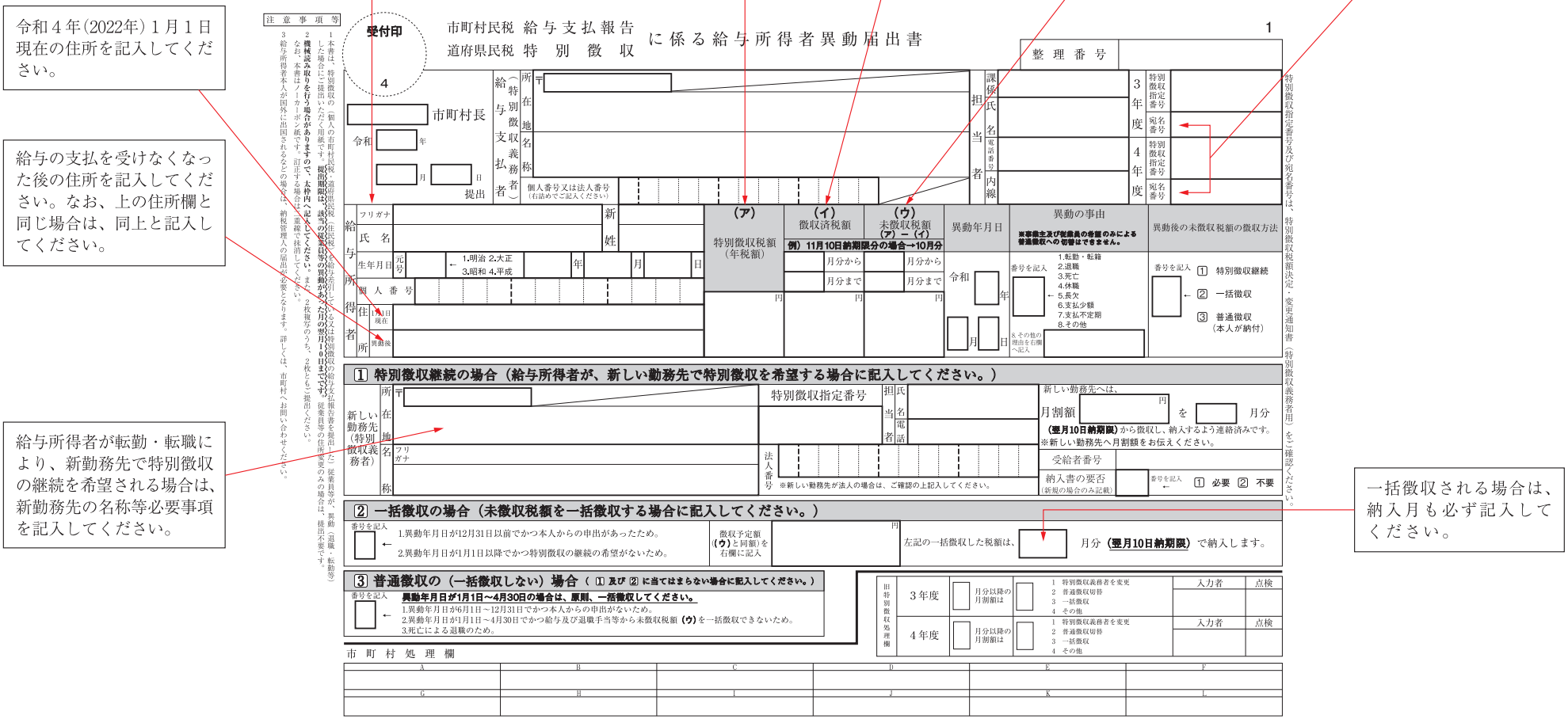
一括徴収される場合は、納入月も必ず記入してください。